

都城市南部ふれあい広場指定管理者候補者選定の概要

都城市南部ふれあい広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和4年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会
- (2) 代表者名 会長 瀬之口 学
- (3) 所在地 都城市大岩田町5812番地7
- (4) 設立年月日 平成30年10月29日
- (5) 従業員数 7名
- (6) 業務内容 都城市南部ふれあい広場指定管理業務

2. 指定期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市南部ふれあい広場 (都城市大岩田町5812番地7)	パークゴルフ場：19,037㎡ 遊具健康広場：4,216㎡ 多目的芝生広場：20,746㎡ サブコート：3,297㎡ 花畑：28,837㎡ 花壇：70㎡ 管理棟：254㎡ トイレ棟：32㎡ 駐車場：11,022㎡ ビニールハウス：100㎡

	法面	: 2, 843 m ²
--	----	-------------------------

(2) 業務概要

- ア 管理施設の利用許可、行為の許可、利用許可の取消し等、利用禁止又は制限及び原状回復に関する業務
- イ 利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
- ウ 施設等の維持及び小規模修繕に関する業務
- エ 施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

地域密着型の施設であり、地域協働の観点からその受け皿となる団体がその地域に当該団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

市の管理方針及び施設の目的を認識し、利用者からの申請を平等公平に受付し、利用者間の調整を図ることを提案されている。

・施設の効用の最大限の発揮について

自治公民館や各種団体等へ広報・PRしながら利用者の増加に取り組むことを提案されている。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

節電・節水や草刈、除草作業等の管理業務を指定管理者が最小限の人数で行うことが提案されている。また、小規模修繕を指定管理者が行うことも提案されており、いずれも経費削減が期待できる。

・地域に貢献する取り組みの確保について

運営委員は地元住民で組織され、職員も地元住民を優先的に雇用されている。また、地域交流イベントを計画するなど、地域に対しての貢献度が高い。

・管理運営能力について

指定管理者が地元の三自治公民館から構成されており、跡地利用の経緯や周

辺の環境を熟知していることから、地域一体となった地元愛に満ちた管理運営が期待できる。緊急時の連絡体制も整えられており、管理責任者を中心とした安定的な維持管理が期待できる。